

第 2 1 回 北栄町美術展開催要項

1 趣旨

「文化の薫るまち北栄町」は、優れた芸術家・文化人を数多く育んできた町であり、先達から受け継がれたこの貴重な財産をますます育て、後世に引き継いでいくことは、文化の町づくりへの大きな責任である。そのため、美術展を開催し、町民等から多くの優れた美術作品を募り、展示することによって、創作活動の振興を図るとともに、鑑賞の機会を提供し、美術・文化の振興に寄与する。

2 主催及び運営

- (1) 主催 北栄町・北栄町教育委員会
- (2) 運営 北栄町美術展実行委員会・北栄町中央公民館

3 会期及び会場

- (1) 会期 令和 7 年 1 1 月 3 日（月・文化の日）～ 1 5 日（土） 1 3 日間
午前 9 時～午後 5 時（最終入場は午後 4 時 4 5 分） ※会期中無休
- (2) 会場 北栄町北条農村環境改善センター
（東伯郡北栄町田井 7-1 北栄町役場旧北条庁舎 北側）

4 部門

日本画・洋画・デザイン・書道・彫刻・版画・写真・工芸（陶芸、はた織り、木工等）・ちぎり絵・切り絵・俳画・絵手紙・和紙あかりの 1 3 部門

5 審査

北栄町が委嘱した審査員により審査する。

審査日時 令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）午前 9 時 3 0 分

6 展示

各部門の応募作品及び招待作家・無鑑査作家・審査員の作品を展示する。作品の展示については、北栄町が委嘱した北栄町美術展実行委員会で行う。

7 出展規定

- (1) 出展者資格は、北栄町民（町内出身の人、町内に勤務・在学する人、町内で文化活動を行っている人を含む。ただし、中学生以下は除く）・招待作家・無鑑査作家とする。
- (2) 出展作品は、自らその創作したもので、他の美術展等で入賞した作品は出展しないこと。（招待作家及び無鑑査作家の作品は除く。）
- (3) 作品カードに必要事項を記入し、出展作品の裏面に貼付すること。
- (4) 書道については釈文を書道釈文用紙に楷書で書き、申し込み時に提出すること。
- (5) 規格
 - ア 各部門とも作品の大きさは自由とする。
 - イ 表装は、額装・軸装・枠張・パネル張とする。ただし、額装はアクリル張としガラスを使用しないこと。
- (6) 出展点数は 1 部門につき 1 点とする。ただし、工芸部門については種別ごとに 1 点とする。

（※次ページあります）

8 出展申し込み及び案内

- (1) 出展申込書に記入し、令和7年10月6日(月)までに北栄町中央公民館または大栄分館に申し込むこと。
- (2) 出展目録作成のため、申込期限は厳守すること。
- (3) 出展案内 音声告知放送・ケーブルテレビ・町報等での広報のほか、主な行政施設にチラシを配布する。

9 搬入及び搬出 ※時間厳守

- (1) 搬入 令和7年10月16日(木) 午後5時～午後7時
または 10月17日(金) 午前9時～正午
〔搬入場所〕北条農村環境改善センター
- (2) 搬出 令和7年11月15日(土) 午後5時～午後7時
または 11月16日(日) 午前9時～午前10時30分
〔搬出場所〕北条農村環境改善センター

10 表彰

優秀な作品に対し、次の通り賞する。

- | | | |
|-----------------------|--------|------|
| (1) 北栄町特別功労賞 | 賞状及び賞金 | 10千円 |
| (2) 北栄町美術展賞 各部門2点以内 | 賞状及び賞金 | 5千円 |
| (3) 北栄町美術展奨励賞 各部門2点以内 | 賞状及び賞金 | 3千円 |

11 表彰式

- (1) 令和7年11月3日(月・文化の日) 午前9時30分
- (2) 北栄町北条農村環境改善センターで、受賞者・町長・副町長・教育長・教育委員・実行委員会委員の出席のもとに行う。
- (3) 来賓として議会議長へ案内を行う。

12 合併20周年記念事業

合併20周年を記念し、観覧者の投票で「私が好きな作品賞」を決定する。
決定方法は次のとおり。

- (1) 観覧者は会場内の好きな作品に投票
- (2) 投票は観覧者1人につき1日1票のみ
- (3) 対象作品は会場内の全作品
- (4) 受賞者は得票数の多い上位3点(美術展賞等との両方受賞可)
- (5) 受賞者には美術展終了後に賞状を贈呈
- (6) 受賞者は美術展終了後に町HP、町広報誌で発表するほか、作品集にも掲載

13 作品集

美術展賞及び奨励賞の入賞作品、審査員作品、招待作品、無鑑査作品を掲載した美術展作品集を作成し、後日、出展者及び関係者等に配布するほか、希望者に販売する。

14 その他

- (1) 主催者は、美術展の広報・宣伝・資料等作成のために、出展作品を写真撮影できるものとする。

(※次ページあります)

- (2) 個人での写真撮影は、作品に撮影禁止マークが表示されている場合を除き、可能とする。
- (3) 作品出展者は町主催の展覧会等への出展協力をするものとする。

1 5 事務局

北栄町中央公民館

〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下112番地

電話 0858-36-2062

ファクシミリ 0858-36-5562

電子メール koumin@e-hokuei.net